

議案第五十九号

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年九月十日

提出者 港区長 武井雅昭

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

港区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成三年港区条例第二十一号）の一部を次のように改正する。

別表第一環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「（平成二十七年東京都告示第百九十八号）」を「（平成二十七年東京都告示第九百七十五号）」に改め、同表田町駅東口北地区地区整備計画の項の次に次のように加える。

| | |
|------------|--|
| 竹芝地区地区整備計画 | 都市計画法第二十条第二項の規定により告示された竹芝地区地区計画（平成二十七年港区告示第八十一号）のうち、地区整備計画が定められた区域 |
|------------|--|

別表第一に次のように加える。

| | |
|---------------|--|
| 虎ノ門駅南地区地区整備計画 | 都市計画法第二十条第二項の規定により告示された虎ノ門駅南地区地区計画（平成二十七年東京都告示第九十四号）のうち、地区整備計画が定められた区域 |
|---------------|--|

別表第二環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区整備計画の項中「横断歩道橋の部分」を「横断

同表田町駅東口北地区地区整備計画の項の次に次のように加える。

| | | | | | | | | | | | | |
|---------------|------|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| 竹芝地区 画整備地区 | A 街区 | 風営法第二条第一項第二号、第二号及び第七号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する営業の用に供する建築物 | | | | | 計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける券行階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するものを除く。 | | | | | |
| | B 街区 | 風営法第二条第一項各号に掲げる風俗営業及び同条第五項に規定する営業の用に供する建築物 | | | | | | | | | | |

別表第二に次のように加える。

| | | | | | | | | | | | | |
|----------------|------|---|--|--|--|--|---|--|--|--|--|--|
| 虎ノ門地区 画整備地区 | A 街区 | 一 地上三階から地下一階までの床面積の合計のうち、次に掲げる用途に供する部分の床面積の合計が千平方メートル未満の建築物。ただし、教会の用に供する建築物を除く。 (一) 物品販売店を営む店舗 (二) 飲食店 (三) 郵便局、銀行の支店、美容院、貸衣装屋その他これらに類するサービス業を営む店舗 二 風営法第二条第一項第七号及び第八号に掲げる風俗営業並びに同条第五項に規定する営業の用に供する建築物 | | | | | 計画図に示す壁面の位置の数値。ただし、歩行者の回遊性及び利便性を高めるために設ける券行階段、エスカレーター、エレベーター等並びにこれらに設置される屋根、柱、壁その他これらに類するものを除く。 | | | | | |
| | | | | | | | 歩行者の快適性及び安全性を高めるため | | | | | |

環状第二号線新橋・虎ノ門地区地区計画の都市計画決定の変更並びに竹芝地区地区計画及び虎ノ門駅南地区地区計画の決定に伴い、規定を整備する必要があるため、本案を提出いたします。